

令和2年度第2回「大分県食品安全推進県民会議」ご意見等

書面開催

①第5次食品安全行動計画取組状況について		
委員からの意見	回答	担当課
直売所の残留農薬気になります。	直売所に対しては、引き続き、農産物「安心おおい直売所」取組宣言の推進を通じて、農薬適正使用の周知や農薬指導士の設置を図るとともに、農薬残留検査や安全確認チェックの実施を支援していきます。	(No.10 農産物「安心おおい直売所」取組宣言の推進) ・地域農業振興課
畜産物⑬R1年度22件に対し、R2年度は40件実施しており、素晴らしいと思いました。		(No.13 動物用医薬品の安全な販売と適正使用の徹底)
県内の販売業者の何%取組をされたのか、又今年度実施していない業者は予定されているのでしょうか	18.7%の業者で実施しました。来年度は今年度とは違う業者で実施予定です。	・畜産振興課
⑯R1年度42件→R2年度31件 減少した理由は？	31件は、12月末までの検査件数であり、3月末時点では、令和元年度と同等の検査件数になる見込です。	(No.33 HACCPシステムの知識の普及、導入推進) ・食品・生活衛生課
⑳5倍増と素晴らしいです。		
養殖場の見学等、体験型の食育をもっと多くの学校で行って欲しい (コロナの影響で修学旅行まで県内に今年もなると思うので、そういう機会も利用できれば)	船による養殖場の見学は、養殖業者の繁忙期及び荒天時期を避ける必要があります。そのため、現在の規模(9～10月に3校程度)を大幅に増やすことは難しい状況ですが、今後も体験型の食育を継続し、次世代を担う人の食や地場産業の理解に繋げて参ります。 体験型の食育は、子どもたちが食に対する感謝の心を育み、食への理解を図るために効果的な取組です。今後も、関係機関と連携を図り、学校関係者に対し、その取組や効果を周知することで、学校での実践につなげてまいります。	・水産振興課 ・体育保健課 ・食品・生活衛生課
施策「HACCPシステムの知識の普及、導入促進」ですが、コロナ禍におきまして対面での講習会が十分に機能しない中で、Web上で衛生管理計画が作成できるツールを構築されたことは大変評価できる取組だと思います。他の施策で同様な課題がございましたら、水平展開していただきたいと思ひます。		・食品・生活衛生課
No.10 R2年度より活動指数を廃止した中で、残留農薬の分析件数24件(見込み)は少なくありませんか？ちなみに、R元年度は27件実施しています。	県内における農薬残留分析は、生産者や農協等を中心に行なわれております。御指摘の分析件数は、県認証GAP(県版GAP、安心いちばんおおい産農産物認証)及び安心おおい直売所に対し分析補助を行なった件数であり、減少理由は、県認証GAPのR2年度末の廃止によるものです。	(No.10 農産物「安心おおい直売所」取組宣言の推進) ・地域農業振興課
No.12 生産者検査件数は目標値36件に対してR2年度実績2件ですが、取組状況の説明文には「立入検査を36戸で実施(R4年1月末に完了予定)」とありますが、実績値の記載間違いでしょうか？	立入検査は各振興局で実施され、報告は1月末としています。 ご指摘の件数につきましては、令和2年12月末時点での実績は2戸ですが、令和3年1月末時点での実施件数は合計36戸となっております。	(No.12 BSE防止のための飼料の安全性の確保) ・畜産技術室
養殖ヒラメの件は、クドア食中毒を防ぐためと思うが、基準内で有効ならば、指導の徹底が、有効性が低いなら基準の見直しが必要	クドア食中毒の防止対策ガイドラインが平成23年に導入されて以来、大分県産養殖ヒラメによるクドア食中毒は発生していません。今後も指導を徹底し、県・漁協・生産者が緊密に連携して食中毒の防止を図りたい。	(No.21 県産養殖ヒラメの安全性の確保) ・水産振興課
②食品衛生監視指導計画(案)について		
委員からの意見	回答	担当課
信頼できる製造・加工・販売を徹底・指導して欲しい。	令和3年6月から完全義務化となるHACCPに沿った衛生管理の各事業者への徹底等、県内各事業者への監視、衛生指導等により県内の食の安全・安心を確保できるよう取り組んでいきます。	・食品・生活衛生課
消費者は買い求める時点でどこまで把握しているのか？	県民の食の安全・安心確保に関する知識と理解が深まるよう、引き続き啓発活動、講習会等を行っていきます。	
P6(1) リスクコミュニケーション「意見交換会、消費者説明などは」具体的にはどのような取り組みをされるのでしょうか？	食品表示や食物アレルギーなど消費者の関心の高い項目をテーマに、消費者を対象に講座や事業者の取組紹介を行うほか、事業者と消費者の意見交換会により、食の知識や安全性に関する相互理解を深めます。	
(4) 県内に流通してから検査の実施は緊急性に伴わないと思う。流通前に何らかの対策ができないのでしょうか？	食品の放射能汚染対策については、厚労省が福島県などの17都県を中心に検査を行い、基準を超過した場合は回収、廃棄及び出荷制限等の措置が取られます。さらに買い上げにより流通品の検査も実施し安全性を確保しています。それに加え、県では検査で基準を超過した製品が県内に流通した場合に対応できる体制をとっております。	・食品・生活衛生課
(3) 輸入食品については安心安全に購入できるような農薬検査を実施しているのでしょうか	輸入食品については、厚生労働省が検疫所における輸入食品の抜き取り検査、輸入者に対する指導等、輸出国での生産段階の安全性を確保する取組が実施されています。県では、県内に流通する輸入農畜水産物に対して、残留農薬、残留動物用医薬品の除去検査を毎年実施し、安全性の確認をしております。	

②食品衛生監視指導計画（案）について		
委員からの意見	回答	担当課
HACCPに沿った衛生管理が小規模店においてはコスト、知識面から困難であるという実情を踏まえ、指導にあたっては具体的にどこをどうするのかということを示すようにして頂きたい。	食品取扱施設に対しては、HACCP導入を円滑に進めるため、インターネットを利用してHACCP導入ができるツールを作成するなど、様々な取組を実施していますが、小規模店等、導入に苦勞されている事業者に対しては、保健所等での丁寧な相談、講習会の実施、役立つ情報の提供等、導入の支援、導入後のフォローアップを行っています。	・食品・生活衛生課
新型コロナウイルスの感染拡大により増加しているテイクアウト・デリバリーは、今後常態化していく可能性があります。令和3年度に重点的に監視指導していただくことは、大分県民にとって安全安心につながる取組だと思います。テイクアウト・デリバリーにて提供する飲食店様の食の安全安心に関する意識・知識の向上もセットにして取組んでいただきたいと思ひます。	ご意見頂きました。テイクアウト・デリバリーを行う飲食店向けの意識・知識の向上について、今後も啓発等を行っています。また、今後も新たな形態の飲食に対しても食の安全を確保していけるよう、社会状況に合わせた柔軟な対応を行っています。	・食品・生活衛生課
R3年度のポイントを、①本年6月からのHACCP義務化に伴う対応の徹底、②新型コロナ禍中におけるテイクアウト・デリバリー食中毒対策、③カンピロバクター食中毒への重点的監視指導、としており、時機に応じた的確な計画案と思ひます。		・食品・生活衛生課
非常に良いと思ひます。		

③食品安全に係る事例について		
委員からの意見	回答	担当課
ふるさと納税の産地偽装等は納税者の気持ち（善意）を裏切ることになるので、今後も注意喚起等を積極的に行い、再発防止に努めて頂きたい。	今回の不適正表示事案は、「食品表示法」で定められた「食品表示基準」に違反し、消費者の食品表示に対する信頼を裏切る行為であり、誠に遺憾であります。県では、適正な食品表示の普及啓発のため、食品事業者に対する調査を九州農政局大分県拠点と連携して実施するとともに、品質表示研修会や講習会を振興局毎に開催してまいりました。今回の事案を受けて、食品業界全体にいっそうの注意喚起を行うとともに、適正な食品表示が行われるよう、しっかりと監視・指導を行う所存です。	・地域農業振興課
資料の事例ではありませんが、県内の自主回収情報で、①賞味・消費期限の誤表記、②アレルギー表示の欠落が多く見られます。引き続きの取り組みをお願いします。	食品表示については、毎年食品関連事業者向けに研修会を開催していますが、引き続き研修会等において、食品表示基準に基づいた適正表示の周知・徹底を行います。	・食品・生活衛生課
十分に啓発している（または指導されている）にもかかわらず、発生したことは販売店、経営者の良識の欠如（悪意）2件		

④その他		
委員からの意見	回答	担当課
食育の推進を。小さいとき（子供）から本物の味を。朝食をキッチンと食べる等の指導も欲しい。	第4期大分県食育推進計画に基づき、県民一人ひとりが「えらぶ・つくる・たべる」力を身につけることを目的に関係機関と連携し、若者の朝食喫食率向上などの食育の推進に取り組んでいきます。	・食品・生活衛生課